

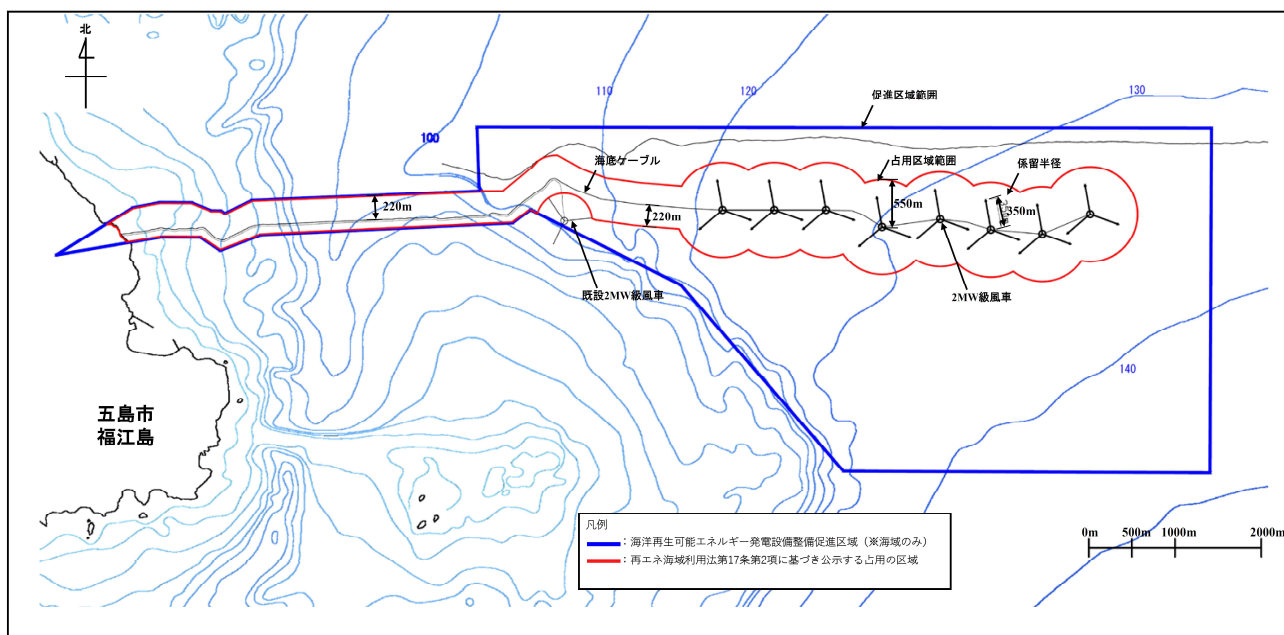
海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律
(平成三十年法律第八十九号) 第18条第3項の規定において準用する
第17条第2項の規定により公示する事項

1. 変更認定を受けた公募占用計画の概要
別添のとおり

2. 当該変更認定をした日
令和5年9月22日(本決裁の施行日)

3. 当該変更認定の有効期間
当該変更認定をした日から令和34年4月25日まで

4. 促進区域内海域の占用の区域(変更なし)



5. 促進区域内海域の占用の期間(変更なし)
令和4年7月1日から令和34年6月30日まで
(ただし、公募占用計画の認定の有効期間内に限る)